

# ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 49 2014年8月31日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判】 **3ダム栃木訴訟 上告中**

## 上告理由書・上告受理申立理由書を最高裁に提出

3ダム栃木訴訟の弁護団は、5月12日に上告理由書、上告申立理由書を最高裁に提出した。第三小法廷で審理されている。

ハツ場ダムをストップさせる東京の会の場合は最高裁第一小法廷で、千葉の会の場合は第三小法廷とそれぞれバラバラに審理がおこなわれているようだ。埼玉の会、茨城の会も上告中。

詳細はハツ場ダムをストップさせる市民の会ホームページ参照 <http://www.yamba.jpn.org/>

## 南摩ダムは「\*事業継続」と決定

関東地方整備局事業評価監視委員会（2014年7月31日）

思川開発事業は「\*継続」 委員12名中8名が出席して午後3時30分より開会された関東地方整備局事業評価監視委員会において、6件の案件について対応方針（原案）の説明と審議がおこなわれた。6件の案件とは、利根川上流ダム群再編事業、思川開発事業、武蔵水路改築事業、一般国道3件の計6件で、いずれも再評価実施後3年が経過していることから、再評価の対象となった。3つのダム事業は重点審議の案件として1件ごとに、また道路事業は一般審議案件として3件まとめて（都合、審議案件としては4件）審議されたという。

このうち利根川上流ダム群再編事業は、利根川上流部に位置する既設6ダム（藤原・相俣・菌原・矢木沢・奈良俣）を対象にダムの嵩上げを行い、用量の振替、洪水調節方式の変更により治水機能の増強を図ることが目的という事業であるが、「利根川・江戸川河川整備計画の策定により、利根川上流ダム群再編事業を実施しなくとも河川整備計画に定める目標の達成が可能であることが明らかとなっており・・・」との理由で、「中止という形の原案」が提案され、提案通り中止と決まったようだ。

思川開発事業は「\*継続」、他の3案件は「継続」とそれぞれ原案通り「継続」と決まったという。なお、「\*継続」とは、新たな段階には入らず、生活再建事業を継続する」との意味である。

**6件の審議案件を2時間半で審議** 午後3時30分より始まった委員会は、およそ2時間半。この間に、主催者挨拶があり、主催者からの原案説明が資料に基づいて行われたと考えられる。例えば、南摩ダムに関する説明資料は、事業の概要から事業の進捗状況、事業の評価、事業の見込み等、関連自治体等の意見、今後の対応方針（原案）まで17ページにわたる。おおざっぱに見て1ページあたり約1分と考えると、よほど熱心に予習をし、現地も見て、状況を良く把握した専門家でなければ、関東地整や水機構の説明に疑義を挟むゆとりなどないのではなかろうか。ましてや事業の継続が妥当かどうか正当

《3ページに続く》

以下の3枚の図表は、7月31日に南のれた南東地方整備局事業評価監視委員会における資料から  
 借用した。

## 2. 事業の進捗状況

### (1) 事業の経緯

昭和44年度	実施計画調査に着手
昭和59年度	建設事業に着手
平成6年 5月	事業実施方針の指示
11年 11月	事業実施方針（第1回変更）指示
12年 11月	建設省が「南摩ダム継続、大谷川分水中止」を決定
13年 12月	南摩ダム損失補償基準の妥結、補償契約の着手
14年 3月	事業実施方針（第2回変更）指示
17年 3月	水源地对策特別措置法に基づく水源地域整備計画が決定
9月	南摩ダム水没地の水没に係る77世帯の移転を完了
18年 11月	付替県道工事に着手
19年 2月	工事用道路工事に着手
20年 6月	南摩ダム関係の移転世帯の全80世帯の移転を完了
21年 3月	仮排水路トンネル及び放流管敷設トンネル工事に着手
	事業実施計画（第3回変更）認可
5月	思川開発導水施設建設工事の工事公告
10月	大臣コメント「平成21年度におけるダム事業の進め方について」が示された
12月	新たな基準に沿った検証の対象事業に区分
22年 1月	思川開発導水施設建設工事の入札中止
9月	国土交通大臣が個別ダム検証に係る検討を指示
12月	思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回幹事会）
23年 3月	仮排水路トンネル及び放流管敷設トンネル工事が完成
6月	思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第2回幹事会）
24年 6月	思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回幹事会）

6

## 2. 事業の進捗状況

### (6) 工事の状況(付替県道工事等)

これまでに、生活再建に係る工事として、付替県道工事等を実施しています。

●付替県道1号トンネル(H24.8完成)



●付替県道6号橋(H23.10竣工)



●付替県道杓子沢6工区(H26.5完成)



●付替県道杓子沢5工区(H26.5完成)



●8号橋上部工事(H23.10 竣工)



10

関係都県	再評価における意見
茨城県	思川開発事業は、本県にとって治水・利水上、必要な事業であることから、早期に検証を終了させ、速やかに事業を進めることを強く要望いたします。 なお、事業実施にあたっては、より一層のコスト縮減を図るようお願いいたします。
栃木県	検証作業を早期に終結させ、本体工事に着手されるよう要望する。また、ダム建設に伴う生活関連事業を継続的かつ確実に実施されるようお願いする。
埼玉県	昭和22年のカスリーン台風時に利根川が氾濫し、甚大な被害を受けた埼玉県にとって、利根川の治水対策は県民の安心・安全を確保する上で大変重要な課題である。 思川開発事業は、渡良瀬川、利根川の治水安全度を向上させるとともに、都市用水の安定的な供給の面からも必要不可欠である。 したがって、速やかに検証作業を終了させ、早期に本体工事に着手し、事業を完成させるようお願いする。
千葉県	思川開発事業は、本県にとって治水・利水上必要不可欠な事業であることから、十分な検証を行い、コスト縮減を図るとともに早期に完了させることを要望します。
東京都	当該事業については、速やかに十分な検証をすすめ、本体工事を着工すべきである。事業実施にあたっては、一層のコスト縮減を図るようお願いする。

16

《1 ページより続く》

な判断が下せるのだろうか。所詮、再評価とは事業にお墨付きを与えるだけの茶番劇にすぎないとわかる。

思川開発事業は新たな工事段階には入らず 思川開発事業の進捗状況としては、検証が終了するまでの間は新たな段階（本体工事）に入らず、現在の段階（転流工）を継続し、地元住民の生活再建等に配慮した上で、必要最小限の事業をおこなっている。

「関係地方公共団体からなる検討の場幹事会」平成24（2012）年6月に思川開発事業関係地方公共団体からなる検討の場（第3回幹事会）が開かれ、その中で栃木県に南摩ダムの水を利用する水道計画が存在しない（開発水を使うあてがない）ことが問題視された。苦肉の策として栃木県は同年12月に「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討（案）」を作成し、パブリックコメントをおこなった。思川開発事業によって開発される水道水を使うことにより県南地域の上水道における地下水依存率を下げようという、意味のない検討案であった。しかし、平成25（2013）年2月に栃木県公共事業評価委員会が開かれ、パブコメの結果が（形ばかりではあるが）報告されたにも拘わらず、未だに「関係地方公共団体からなる検討の場幹事会」が開催されたようすはない。栃木県がもくろんだ代替案が奏功しなかったと見るべきだろう。

関係各自治体等の意見をみると、口をそろえて早期に検証作業を終えて本体工事に着工すべき、一層のコスト縮減を図るようにとの要望であるが、計画に着手して以来45年が経過してもまだ着工できないダム工事とはいったい何なのだろう。45年間ダムに水が貯まっていなくても差し支えのなかった水需要とはいったい何なのだろう。

事業の概要、事業の進捗状況、関連自治体等の意見は事業評価監視委員会（2014年7月31日）で使われた資料です。  
（文責：葛谷理子）

# 沖大幹氏との距離は遠かった

## 沖大幹氏講演会「水危機 ほんとうの話」を聞いて

会員 高橋比呂志

八ツ場ダムをストップさせる市民連絡会等が7月26日に文京区で開催した沖大幹・東京大学生産技術研究所教授（水文学）の講演会「水危機 ほんとうの話」を聞きました。

沖氏は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書統括執筆責任者、国土審議会委員、中央環境審議会専門委員などを務めます。2014年3月に沖氏が国土審議会水資源開発分科会調査企画部会の部会長となってまとめた「今後の水資源政策のあり方について」（中間とりまとめ）は、「日本の水資源」（2014年度版）の台本となるなど、日本の水行政に深く関わっています。

### ■■ダムを建設することに問題はないという立場

講演の後に嶋津暉之・水源連共同代表との対談があり、沖氏は、「ダムは川の自然等に大きな影響を与えるものであり、その建設は他に選択肢がどうしてもない場合に限るべきであって、極力建設すべきでない」という考え方についての考えを聞かれ、ダムが川の自然に大きな影響を与えるのは当然で、両者はトレードオフの関係にあると答えました。ダムと環境は両立しない関係にあり、ダムを造らずに環境を守れば、ダムによる効用を享受できなくなるというわけです。

私には当然と思える「ダムは極力建設すべきでない」という方針に沖氏は賛成できないということです。沖氏は、日本ダム協会の取材に「ダムは造りすぎではなく最低限の備えが出来た段階」と答えているので、当然の回答でもあります。

こうした沖氏の発言の根底には、ダムは計画どおりの効用を発揮するものだという前提があると思いますが、そのような前提が本当に成り立つかを沖氏が考えたことがあるという印象は受けませんでした。

### ■■水資源開発基本計画は必要という立場

沖氏は、水資源開発基本計画（通称「フルプラン」）もその根拠となる水資源開発促進法も必要という立場だと思います。上記「今後の水資源政策のあり方について」（中間とりまとめ）は、「フルプランを含む制度や仕組みのあり方を、より適合したものとする必要がある。」（p33）としており、フルプランを延命させようとしていると思えるからです。

講演会でも沖氏は、「今後は人口が減少し、水需要が一層縮小していくことは必至であって、水需給の状況が様変わりしていくから、フルプランの役目は既に終わったのではないか」という質問に対して、水資源行政に関する基本的な枠組みが変わることは構わないが、フルプランがなくなると、水資源行政をまとめる役所が水利権を所管する部署になってしまうが、それでよいのかという疑問がある旨の回答をしていました。

水資源行政を大所高所から見る部署が必要なら、法律でしかるべき部署にしかるべき権限を与えればいい話であり、現在水問題のまとめ役となっている部署が権限を失うことを避けるために水資源開発促進法及びフルプランを延命させることは本末転倒の発想だと思います。

「役割を終えた法律を廃止する」という当然の道理が、なぜ沖氏や河川官僚には通じないのかというもどかしさを感じます。

### ■■「スーパー堤防は400年かけて造ったらしい」

沖氏は、「利根川東遷事業によって現在の東京は利根川の水害から守られてきたことを考えれば、スーパー堤防は400年かけてでも造ったらしい」と言っていました。また、江戸川区北小岩地区で強制収用により立ち退きを迫られ、これに抵抗してがんばっている住民については、「公益性のためにはがんばらないでほしい」と言っていました。

住み慣れた土地を追われる住民へのいたわりや同情や共感は、みじんもないようです。

スーパー堤防の対象区間は全国で約120kmで、900年以上の歳月と約12兆円の予算を要するとされています。

沖氏の発言には、自分は400年後又は900年後を神の如く見通せるという傲慢さを感じます。

利根川東遷事業に関する沖氏の認識は「たび重なる洪水から江戸を守るため、徳川家康によって(利根川の)流れを東に替え太平法に注ぐようにする大治水工事をを行いました。」(国土交通省のホームページ)というものだと思いますが、同事業の目的はそんな単純なものではないので、同事業はスーパー堤防を正当化する理由にならないと思います。また、1億m<sup>3</sup>超の水を貯留できる中条堤遊水地(熊谷市)を廃止しての東遷ではカスリーン台風洪水の被害を防止できなかったのですから、同事業は、そうほめられた政策でもないと思います。

### ■■知識が先鋭化していないか

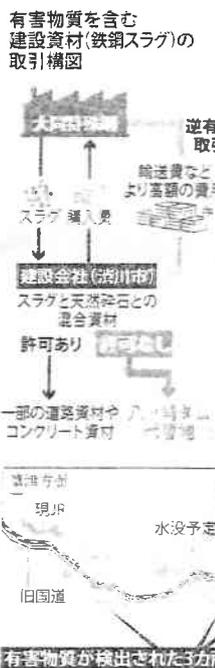
沖氏は、水文学についてはもちろん詳しいのですが、ダムや堤防や治水史については情報が不足しているように思われ、そのため、嶋津氏との対談は議論が成立していないように感じました。

### ■■原発と水道民営化を推進する立場

講演会のレジュメに地球温暖化の緩和策として「原発推進」と書かれ、「水に関する七不思議」の一つに「水道事業は官がやるべきだと感じる」と書かれていることやネット情報から、沖氏は原発と水道民営化について推進派と言えます。根本的な部分で考え方がダム反対派と異なる人が世の中を動かしていることがよく分かった講演会でした。

しかし、沖氏は著書にはダムの欠点や木曾川導水路の建設にこだわらないことを書き、新聞の取材記事ではソフトな治水対策を紹介するなど、脱ダムの気配を感じさせる一面もあり、また、権力に関わる者としての説明責任を果たそうという姿勢が見られ、その点は立派だと思います。

2014年  
8月5日  
毎日新聞



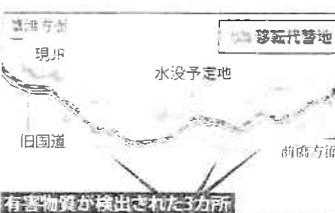
ダム関連工事の関係者によると、有害物質を含む建設資材が許可なく使われたのは、代替住宅地の盛り上げや高辺の生活道路など。毎日新聞は地権者の同意を導いて代替地の力所から建設資材の砕石を採取し、環境基準の第三者機関に検査を依頼。その結果、有害物質のフッ素が環境基準の23倍濃出された。環境基準の対象ではないが、確認した影響を及ぼす可能性がある。ルカリ性も示された。

建設資材は、その主成分から鉄の錆防止に出る副産物で石や砂の形をしている「鉄鋼スラッグ」とみられ、製造過程で添加されたさまざまな化学物質が残存することがある。スラッグは、環境基準を一回り以上を前提に道路資材などに二重の使用が認められている。スラッグを処理する大手鉄鋼メーカー「大同特殊鋼」(茨城県つくば市)から出た有害物質を含むスラッグが茨城県

# 八ッ場ダム 代替地整備に有害資材

## フッ素 環境基準の23倍

国が群馬県長野原町で建設を進める八ッ場ダムで、水没予定地からの立ち退きを求められた住民の移転代替地の整備に、有害物質を含む建設資材が使われていることが分かった。国土交通省も同様の情報を得て調査を進めている。有害物質は環境基準の23倍に達し、専門家は一撤去が望ましい」と指摘。今後のダム工事や住民の移転計画に影響を与える可能性が出てきた。(社会面に関連記事)



八ッ場ダム移転代替地で採取した砕石①～③の成分 (溶出量は純水を混ぜて溶け出した有害物質の量)

環境基準	0.8以下	4000以下	*
①	4.3	19000	11.6
②	13	20000	11.7
③	19	21000	11.8

国土省は八ッ場ダムの代替地の盛り土などの工事に天然砕石を使用するよう義務付け、茨城県の建設会社から提出された材料証明書にも天然砕石と記されていた。だが、毎日新聞と同様の情報を得た同省は現場の砕石を採取し、スラッグとみられる砕石を確認。施工業者から事情を聴いている。八ッ場ダムは1993年に旧建設省が調査に着手し、85年に住民が建設を容認、2007年から水没予定地の代替地の分譲を始めた。09年の民主党政権誕生時に一時工事が中断したが、11



**5月19日に開かれたムダなダムをストップさせる栃木の会総会で、  
2013年度会計報告が承認されました。**

ムダなダムをストップさせる栃木の会・2013年度会計報告  
(2013年4月1日～2014年3月31日)

【収入の部】

科 目	金 額(円)	備 考
会費		
現金	21,000	7件
振込み	177,000	44件
カンパ	2,000	2件
参加費	2,750	南摩ダム建設予定地観察会・参加費
前年より繰り越し	118,109	現金と振込口座の合計
合 計	320,859	

【支出の部】

科 目	金 額(円)	備 考
旅費		
裁判関係	156,690	高裁出廷旅費(弁護士延べ29名、証人1名) 判決当日タクシー代1,690円
事務用品費	3,298	紙代、封筒等
印刷費	15,914	会報印刷原紙1,000円、判決文コピー14,914円
通信費	25,480	事務局だより4回送料、上告委任状送料等
振込手数料	5,230	会費振込手数料等
負担金	85,000	市民連絡会分担金80,000円、9周年集会負担金5,000円
観察会経費	2,092	観察会食材費等
会場使用料	0	
合 計	293,704	

収入合計 320,859円  
支出合計 293,704円  
収支差額 27,155円

次年度へ繰り越し 27,155円  
(内現金： 8,881円、振込口座： 18,274円)

以上の通り会計報告します

ムダなダムをストップさせる栃木の会 代表 高橋信正  
" 会計 葛谷理子

2013年度会計監査報告

所定の書類の提出を求め、収支計算につき監査した結果、帳簿、証拠書類、預金通帳等すべて適正に処理されていると認めます。

2014年 4 月 18 日

石川輝雄 

# ヤマナシ収穫祭のお知らせ

## 南摩ダム建設予定地で第18回・自然観察会

南摩ダムは計画から50年以上経過しても完成してないダムです  
完成しても水が貯まらないことが判っているダムです  
50年の間、治水にさしたる問題はありませんでした  
50年の間、利水にも問題は生じませんでした  
一方、南摩の人々は理不尽にも故郷を追われました

.....

南摩のシンボルツリー・ヤマナシの木の下で、  
野鳥、秋の蝶、水生昆虫の観察をしたり、  
南摩の自然の復元・地域再生・ムダな公共事業について考えて見ませんか

日 時：10月25日（土）午前9時～（小雨決行）  
集 合：鹿沼市上南摩・室瀬バス停付近  
持ち物：昼食、飲み物、観察用具適宜  
参加費：200円（天候により豚汁のサービスあり）  
主 催：ムダなダムをストップさせる栃木の会・日本野鳥の会栃木・  
思川開発事業を考える流域の会・水環境条例制定ネットワーク  
問合せ：各団体事務局

## ハッ場ダム住民訴訟10周年報告集会

日 時：2014年12月14日（日）  
会 場：全水道会館（東京／水道橋）  
講 師：尾田栄章さん

1. かつて旧建設省河川局長であった尾田栄章さんは在職中、河川法改正に関わった。東日本大震災後、福島県の《任期付き職員》に応募し、広野町役場の建設課に配属され、復興支援の仕事をしているという。

## 2014年度会費納入のお願い

2014年度（2014年4月1日～2015年3月31日）の年会費納入をお願いいたします。裁判維持のため会費納入にご協力をよろしくお願いいたします。なお、カンパも大歓迎です。（14年度会費が未だの方には振込用紙を同封させていただきました）行き違いとなりましたらご容赦ください。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：鹿沼市貝島町472-7

TEL：0289-63-1571

FAX：0289-63-1571

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609